

郡山市医療介護病院介護医療院

利用料金

(1) 利用料及び利用者負担金

ア 通所リハビリテーション利用料(1月あたり)

	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	22,680円	2,268円	4,536円	6,804円
要支援 2	42,280円	4,228円	8,456円	12,684円

イ 付加サービスの利用料(1月につき)

項目	1割	2割	3割	備考
退院時共同指導加算 (1回につき)	600円	1,200円	1,800円	当院の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合
栄養アセスメント加算	50円	100円	150円	栄養アセスメントを実施し、相談等に必要に応じて対応を行う。また、情報を提出した場合
栄養改善加算	200円	400円	600円	低栄養状態にある対象者に対し、栄養改善サービスを行った場合 3月以内月、2回限度
口腔・栄養スクリーニング 加算(Ⅰ)※6月ごと	20円	40円	60円	事業所従業員が口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を介護支援専門員へ提供した場合
口腔・栄養スクリーニング 加算(Ⅱ)※6月ごと	5円	10円	15円	口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報を介護支援専門員へ提供した場合
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円	300円	450円	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。 3月以内月、2回限度
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円	320円	480円	上記に加え、国に情報を提出した場合

一体的サービス提供加算	480円	960円	1,440円	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのうちいずれかを月2回以上実施した場合に算定
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を提出した場合
サービス提供体制強化加算 (I) 支援1 支援2	88円 176円	176円 352円	264円 528円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を70%以上又は、勤続10年以上介護福祉士25%以上配置した場合
若年性認知症利用者受入加算	240円	480円	720円	個別に担当職員を定めた上で、担当職員を中心にサービスを行った場合
長期期間利用の減算 要支援1 要支援2	▲120円 ▲240円	▲240円 ▲480円	▲360円 ▲720円	利用開始の属する月から12月を超えて利用し、リハビリテーション会議を行わなかった場合

※ 感染症又は災害発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応として、所定単位数の3.0%を加算する

(2) その他の料金

内容	利用料金
食費（1食あたり）	700円
紙オムツ（持参時の場合は除く）	132円～253円（税込）
尿とりパッド（持参時の場合は除く）	33円～88円（税込）
日用品（1日あたり）	100円

※「紙オムツ・尿とりパット」「日用品」については別紙の各同意書に明細を記載しております。

◆その他

特別行事に係る費用は自己負担となります。教育娯楽費等必要に応じて頂く事があります。

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
- ・サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ・契約書第5条に基づくサービス提供の記録の複写は1枚22円（税込）です。